

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 (略) <u>平成 24 年 3 月 16 日 一部改正</u></p> <p>独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I 用語の定義</p> <p>(1) ～ (15) (略)</p> <p>(16) 消費財特約書とは、<u>貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書</u>をいう。</p> <p>(17) ～ (19) (略)</p> <p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款(以下[1]において「約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 ～ 7 (略)</p> <p>8 上記1から5まで及び7に規定する各係数表における国カテゴリー</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 船後危険に係る場合は、代金等の支払国の国カテゴリー(便宜置籍国を支払国とする船舶の輸出契約にあっては、国カテゴリーB)とし、代金等の支払国と当該代金等の保証国の国カテゴリーが異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。<u>ただし、本邦の輸出者等が本邦外に所在する子会社との</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 (略)</p> <p>独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I 用語の定義</p> <p>(1) ～ (15) (略)</p> <p>(16) 消費財特約書とは、<u>貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書又は貿易一般保険包括保険(化学品)特約書</u>をいう。</p> <p>(17) ～ (19) (略)</p> <p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款(以下[1]において「約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 ～ 7 (略)</p> <p>8 上記1から5まで及び7に規定する各係数表における国カテゴリー</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 船後危険に係る場合は、代金等の支払国の国カテゴリー(便宜置籍国を支払国とする船舶の輸出契約にあっては、国カテゴリーB)とし、代金等の支払国と当該代金等の保証国の国カテゴリーが異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。</p>	

間で輸出契約等を締結し、当該子会社が当該輸出契約等に係る輸出貨物等又は技術等を他の外国法人に販売又は提供する契約を締結した場合であつて、当該輸出契約等に係る保険契約において当該外国法人の所在国につき生じた非常事由をてん補事由とするときは、当該子会社が所在する国と当該外国法人が所在する国（保証国がある場合にあつては保証国）のうちいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。

(3) ～ (8) (略)

[2] ～ [3] (略)

[4] 中小企業輸出代金保険約款に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出した率とする。

$$\text{保険料率(\%)} = \frac{\{(a+c) \times X + b + d\} \times e}{100}$$

(1) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

国カテゴリー	a	b
A	0.000 <u>318</u>	0.00 <u>7</u>
B	0.001 <u>636</u>	0.00 <u>7</u>
C	0.003 <u>238</u>	0.02 <u>2</u>
D	0.004 <u>880</u>	0.02 <u>2</u>
E	0.006 <u>220</u>	0.06 <u>4</u>
F	0.007 <u>334</u>	0.06 <u>4</u>
G	0.009 <u>650</u>	0.20 <u>0</u>
H	0.012 <u>797</u>	0.26 <u>6</u>

(2) 係数 c 及び d は、下表のとおりとする。

c	d
0.007016	0.187

(3) X は、輸出の日から決済の期限までの期間の日数（当該日

(3) ～ (8) (略)

[2] ～ [3] (略)

[4] 中小企業輸出代金保険約款に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出した率とする。

$$\text{保険料率(\%)} = \frac{(a+c) \times X + b + d}{100}$$

(1) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

国カテゴリー	a	b
A	0.000 <u>424</u>	0.00 <u>9</u>
B	0.002 <u>181</u>	0.00 <u>9</u>
C	0.004 <u>317</u>	0.02 <u>9</u>
D	0.006 <u>507</u>	0.02 <u>9</u>
E	0.008 <u>293</u>	0.08 <u>5</u>
F	0.009 <u>778</u>	0.08 <u>5</u>
G	0.012 <u>867</u>	0.26 <u>6</u>
H	0.017 <u>062</u>	0.35 <u>4</u>

(2) 係数 c 及び d は、下表のとおりとする。

	c	d
政府開発援助契約等	0.001951	0.006
政府開発援助 G S 格、G		

数が30日未満の場合にあつては30日)とする。

(4) 上記(1)に規定する係数表における国カテゴリーは、代金の支払国の国カテゴリーとし、代金の支払国と当該代金の保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。ただし、政府開発援助契約等に該当する輸出契約の場合は、上記[1]8(4)の規定を準用する。

(5) 係数 e は、1.0 とする。ただし、日本貿易保険から業務の委託を受けた金融機関が中小企業輸出代金保険の紹介をした場合であつて、取引上の危険が小であると日本貿易保険が特に認めたときその他日本貿易保険が適当と認めたときは、0.9 とする。

[5] ~ [9] (略)

[10] 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下[10]において「貸付金約款」という。)に係る保険料率又は海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(以下[10]において「保証約款」という。)に係る保険料率

1 保険金額(貸付金約款にあつては貸付金債権等の元本に係るものに限り(以下Ⅲ[4]において同じ。)、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る(以下Ⅲ[4]において同じ。))当たりの基本保険料率は次のとおりとする。

$$\text{非常事由に係る基本保険料率(\%)} = (aX + b) \times c \times d$$

$$\text{信用事由に係る基本保険料率(\%)} = (aX + b)$$

(1) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

<u>契約等以外の輸出契約等であつて、代金の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付</u>	<u>A 格、G E 格、E E 格又は S A 格</u>		
	<u>E A 格</u>	<u>0.003458</u>	<u>0.080</u>
	<u>E M 格又は E F 格</u>	<u>0.009354</u>	<u>0.249</u>

(3) X は、輸出の日から決済の期限までの期間の日数(当該日数が30日未満の場合にあつては30日)とする。

(4) 上記(1)に規定する係数表における国カテゴリーは、代金の支払国の国カテゴリーとし、代金の支払国と当該代金の保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。ただし、政府開発援助契約等に該当する輸出契約の場合は、上記[1]8(4)の規定を準用する。

[5] ~ [9] (略)

[10] 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下[10]において「貸付金約款」という。)に係る保険料率又は海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(以下[10]において「保証約款」という。)に係る保険料率

1 保険金額(貸付金約款にあつては貸付金債権等の元本に係るものに限り(以下Ⅲ[4]において同じ。)、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る(以下Ⅲ[4]において同じ。))当たりの基本保険料率は次のとおりとする。

$$\text{非常事由に係る基本保険料率(\%)} = (aX + b) \times c \times d$$

$$\text{信用事由に係る基本保険料率(\%)} = (aX + b)$$

(1) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

なお、信用事由に係る場合にあっては、

① 貸付金約款に基づく保険契約であって、海外事業資金貸付を行った国の政府（財政当局に限る。）又は中央銀行（以下(1)において「政府等」という。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付（政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。）に係るものの場合は、危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付7までの係数とし、その他の場合は、案件格付1の係数とする。

② （略）

(2) ～ (6) （略）

2 ～ 3 （略）

III その他

[1] ～ [8] （略）

[9] 日本貿易保険の職員等がプロジェクトの関係者等と協議・検討を行う場合の費用負担

プロジェクト・ファイナンス案件又はコーポレート・ファイナンス案件（政府（財政当局に限る。）又は中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がないものに限る。）に係る保険契約締結の内諾を申請する者の要請に応じて、日本貿易保険の職員又は日本貿易保険が委託する弁護士その他の者が外国において、事業内容及びファイナンス・スキーム等についてプロジェクトの関係者等と協議・検討を行う場合、日本貿易保険は当該内諾を申請する者に対して、当該協議・検討に要する交通費、宿泊費、通信費、旅行雑費及び弁護士報酬等の費用の負担を求めることができる。

(2) なお、信用事由に係る場合にあっては、

① 貸付金約款に基づく保険契約であって、海外事業資金貸付を行った国の政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行又は一流銀行（日本貿易保険が認めた銀行に限る。）（以下(1)において「政府等」という。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付（政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。）に係るもの場合は、危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付7までの係数とし、その他の場合は、案件格付1の係数とする。

② （略）

(2) ～ (6) （略）

2 ～ 3 （略）

III その他

[1] ～ [8] （略）

[9] 日本貿易保険の職員等がプロジェクトの関係者等と協議・検討を行う場合の費用負担

プロジェクト・ファイナンス案件又はコーポレート・ファイナンス案件（政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行又は一流銀行（日本貿易保険が認めた銀行に限る。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がないものに限る。）に係る保険契約締結の内諾を申請する者の要請に応じて、日本貿易保険の職員又は日本貿易保険が委託する弁護士その他の者が外国において、事業内容及びファイナンス・スキーム等についてプロジェクトの関係者等と協議・検討を行う場合、日本貿易保険は当該内諾を申請する者に対して、当該協議・検討に要する交通費、宿泊費、通信費、旅行雑費及び弁護士報酬等の費用の負担を求めることができる。

<p>[10] (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成24年4月1日から実施するものとする。</u></p> <p>別表第1～6 (略)</p>	<p>[10] (略)</p> <p>別表第1～6 (略)</p>	
--	-----------------------------------	--